

井上あきら

〈大阪府議会議員 府政短信・26〉

皆さまのご意見をお聞かせください



発行:大阪府議会議員 井上事務所 発行日:2008.11.1 連絡事務所:池田市菅原町11-7 tel/fax 072-753-3658

お元気でお過ごしでしょうか。私も元気で活動させていただいています。特にこの夏は、議会基本条例の議員団での原案づくりに取り組み、現在各派の協議が行なわれています。府民の期待に応える議会が誕生することを期待ください。

また、8月末に北方4島訪問団に参加し、いまだ帰らない北方領土の現実をこの目で確かめてきました。簡単な報告ですがHPに載せていますのでご覧いただければ幸いです。

これからご指導いただきますようお願い申し上げます。

来年度予算に向けて、知事質問

歳入確保を提言

大阪府は財政再建プログラムに基づき、今年の歳出削減に加えて、281億円(現在値)の追加取り組みが求められています。

タウン管理財団・水道サービス公社の資産を府に帰属させよ

タウン管理財団は千里や泉北地区、りんくうタウンなどで駐車場やテナントビル管理をしています。

「母屋でおかゆをすりながら、別棟ですき焼きを食べている」との喩えのように、法人の資産を府の財政再建に寄与させることが必要なのではないでしょうか。



議会に提出された出資法人の経営に関する報告書では、現金66億円、短期貸付金5億円に加えて流動性の高い債券134億円、基本財産35億円など250億円を上回る資産を保有しています。

また、水道サービス公社は来年度で廃止され、駐車場やテニスコートの経営は民間へ、本体は水道部に統合され、残余財産も約5億5千万円あります。財政再建プログラムでは歳入の確保が喫緊の課題となっています。

橋下知事の答弁は、7月に公表した粗い試算で、収入の範囲で予算を組むために281億円の新たな収支改善を必要としています。歳入の確保・歳出の抑制などを検討します。

水道サービス公社の廃止後の残余金は水道事業に帰属させます。また、タウン管理財団については歳入確保ひとつと認識しています。財団の基本財産の府への寄付については私(知事)も考えます。

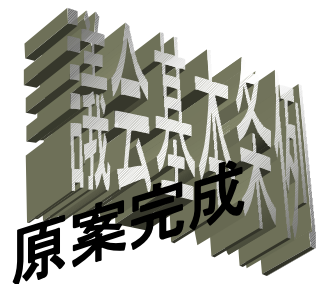
教育

非常事態宣言

全国学力テストの結果を受けて、府教委は教育非常事態宣言を行い、大阪の教育力向上に向けた緊急対策を発表しました。宣言では

「学力向上策を徹底する。学校や教育委に任せない・地域や学校も責任をもつ。ダメ教員を排除する。『なんでも自由』を改める。『以上の取り組みを進めるための条例です。』」

この夏、議員団の条例検討チームの主担として、検討を重ねていきましたが、この度、



できあがり、会派間調整に委ねられました。特に、6月6日には、北海学園大学教授で第一人者の神原勝氏を招聘し、研究会を開催しました。

議会基本条例は、府全体から選出される知事とは異なり、それぞれの選挙区から選出される議員で構成する議会が知事と切磋琢磨してより良い大阪府を創るための条例です。

神原氏からは、議会が住民代表として民意を反映するために、知事とは違う権能を発揮するための条例であることが強調されました。また、同月16日には先進議会の三重県議会を訪問し、実際の運用の課題について研修を行ないました。7回にわたり検討を重ね、原案を作成しました。

基本条例草案(抜粋)

- 第1条(目的)**
二代表制のもと、首長と同等に選ばれた代表として議会を構成し、政策を立案し、実現していく使命を持っている。
- 第2条(活動の原則)**
議員は研鑽に務める。
知事及び執行機関の府政運営をチェックする。
- 第8条(議決)**
議会は、予算議決優先の原則の下で府政の基本的広域的行政計画を議決する。
- 第12条(予算決算委員会)**
予算決算委員会を設置する
- 第13条(議員間の自由討議)**
常任委員会で議員間の自由討議の時間を設け、徹底した討論を行なう。
- 第15条(知事の意見表明権)**
知事は議員の質問に対し、自らの意見を述べるができる。
- 第21条(条例の位置づけ)**
府議会の最高規範であり、尊重し活動をすすめる。